



SNSをきっかけとしたトラブルにご注意!!

コミュニケーションや情報を探すなどの目的で利用する人が増えている会員制交流サイト(SNS=ソーシャルネットワーキングサービス)はとても便利ですが、悪質商法の勧誘手口として悪用されるケースが増えています。

若年層だけでなく、中高年層でもトラブルが発生していますので、注意が必要です。



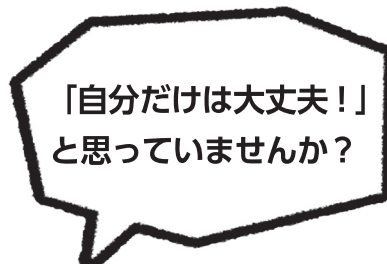
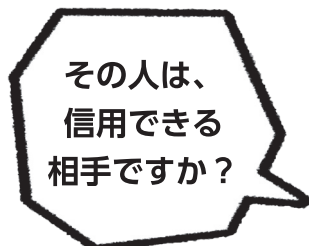
相談事例

- 女性とSNSでやり取りをしていたら、その女性から「別のサイトで連絡を取りたい」と言われ、出会い系サイトに誘導された。最初は無料だったが途中から有料になり、女性から「かかったお金は会った時に返す」と言われ300万円支払った。結局女性とは会っていない。
- SNSに「他県で開催されるコンサートの会場で販売されるグッズを代行購入します」という書き込みがあり、購入を依頼した。お互いに身分証明書を写真に撮り、代金と送料はプリペイドカードの番号を教えて支払ったが、一カ月を過ぎても商品が届かない。



アドバイス

- 👍 SNSのみのやり取りでは、相手のSNSでの連絡先しか分からないため、相手がアカウントを削除すると連絡が取れなくなり、支払ったお金を取り戻すことは困難です。
- 👍 SNS上の知り合いが本当に信用できる相手かは分かりません。慎重に判断しましょう。
- 👍 相手が教えてくれたからといって、自分の氏名や住所など個人情報を教えると、より大きなトラブルに発展する可能性があります。SNSを安全に利用するために、リスクも認識しましょう。
- 👍 自分の顔や、居場所が分かる写真など、個人が特定されるような容易な投稿は控えましょう。
- 👍 家族でSNSの利用方法を話し合うなど、中学生や高校生がトラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。



ネット通販による定期購入!



「お試し」「初回無料」「モニター募集」「初回特別価格」
などとうたっている広告に注意しましょう。



インターネットで「健康にいい」「ダイエットに効果がある」「有名芸能人が使用している」などがうたい文句の健康食品等の販売広告をよく目にします。

SNSの広告から「お試し」のつもりで購入したところ、定期購入が条件だったという相談が後を絶ちません。

相談事例

- 「痩身と美容に効果あり」「初回おためし価格100円」という青汁の広告をみて1回限りの購入と思い注文したら、請求書に「定期購入で2回目以降4,000円」「5回購入しないと解約できない」と書かれていた。
- 初回1袋6日分100円のダイエットサプリメントを注文したところ、1週間後に4ヶ月分20袋39,200円の商品が届いた。
- 「初回無料」のサプリメントを飲んだら体調不良になり、解約したいと伝えたら、定期購入契約であり初回分について正規価格を支払えば解約に応じると言われた。
- 定期購入の解約申し出期間に何度も電話をするが繋がらない。



アドバイス

- 👍 初回お試し価格は定期購入が条件であることや、中途解約できないことについて、他の情報より小さい文字で書かれていたり、注文画面とは別のページに書かれていたりします。注文をする際に**定期購入になっていないか、定期購入の場合はその期間、支払い総額等、契約条件**をしっかりと確認しましょう。**広告や注文画面の保存**をしましょう。
- 👍 解約の条件として正規価格との差額を請求されるケースがありますが、広告上にその旨が記載されていないことが多いです。また**インターネット販売をはじめ通信販売には、クーリングオフ制度はありません**。注文する際は「**解約・返品はできるか**」「**解約できる場合の条件**」などをしっかりと確認しましょう。
- 👍 事業者連絡した証拠として、手紙、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

宇和島市消費生活センター

宇和島市役所2階 市民生活課内

☎ 0895-20-1075



困ったときは
一人で悩まずに
ご相談ください。